



とよなか人権文化まちづくり協会

第21号(2008年12月)

な い よ う

- 巻頭コラム「人権啓発・教育について思う」/2
- このごろ「国際人権と裁判員制度」/4
- 特集『『地区間い合わせ事件』が映し出す部落問題の現在』/7
- 楽遊ガイド「クラシックの殿堂・・・ザ・シンフォニーホールでジャズを聴く。」/11
- オススメ『『世界人権宣言』を読もう!』/13
- 「人権サロンの案内」/15
- 蛭池地域から『『子どもスポーツ交流会』でつながる人の輪』/16
- 豊中地域から「受け継がれる『夢バトン』、広がる『はみごのないまちづくり』」/17
- 資料室だより/19
- あとがき/20

人権啓発・教育について思う

【前田勝正（理事）】

1970年大阪府内小学校に副読本「にんげん」が配在され、その中に「水のしずめに」（注参照）という教材がありました。これは、1877年（明治10年）にあった新免村と麻田村との千里川の水あらしを題材にしたもので、「解放令」が出されて間もない時代の被差別部落のことがリアルに書かれていました。この「にんげん」を使って学習したことが、今思えば私にとっての人権教育及び啓発の最初でありました。

1973年に豊中解放会館が、76年4月に蛍池解放会館が竣工し、この会館を使用して「解放文化祭」を開催しました。パネル展示や人権についての講演会、研修会等さまざまなとりくみが進みました。しかし、解放会館を中心にしたとりくみだけでなく、市民を対象にした啓発的な活動が必要ではないかと相談をし、1985年に中央公民館で「豊中人権展」を開催しようとの話がまとまり、第1回をその年の11月9日～12日に行いました。

「人権展」の開催にこぎつけるまでには、解放会館から出て中央公民館で展示することもあり、内容はもちろん見栄えのするものであること、市民を対象に部落差別の現実を訴えることから、わかりやすいものであること、そのためにはパネルやモニュメントを工夫して視覚に訴えることなど、これまでになく準備ととりくみを行い



ました。また、短期間でどこまで出来るか？予算は？人は？等々問題は山積していました。そこで、こんなことを企画しますので賛同して下さいと、たくさんの人々の知恵と協力を呼びかけました。

「部落差別は生きている」を統一テーマに決め、第1回は「いのち・愛・人権」をテーマに、結婚差別や、当時、市内で続発していた差別落書きなど、部落差別の現実をリアルに展示し、大きな反響を呼びました。その後、1984～1990年まで6年に渡り、差別戒名やケガレ、部落地名総鑑、差別落書きなどをとりあげて展示しました。ある時は差別戒名が刻まれた墓石を紙粘土で再現したり、差別の歴史絵巻を大きなドラムに貼り付けてモーターで回して展示したり、女人禁制の結界門やケガレの石碑を実物大でつくるなど、さまざまな趣向をこらして啓発に努めました。

昨今、高齢者、子どものいじめ、インターネットによる悪質な書き込み、被差別部問い合わせなどが発しています。これ

だけを見ても、人権教育・啓発の役割は大きくなることはあっても、減じることはありません。現在、社会が直面しているこれらの問題に相応しい啓発と教育のあり方を求めていきたいと思います。

注：「水のしずめに」

新免村と麻田村との間におこった「水あらい」に豊中の被差別部落の人たちが無理やりにまきこまれ、その犠牲となった事件である。被差別部落の古老は、次のように語っている。

——明治10年は、大水ききんだった。“新免轟木月夜に焼ける”とよく言ったもので、このあたりは台地の上なので、干ばつが来るのはたびたびのことだった。といっても、南之庄にとっては、余りかわりのないことだった。なぜなら余り百姓をしていなかったからだ。ところが、新免村は「本郷」とよばれ、南之庄は新免村の属村というか家来のように扱われていた。千里川をはさんで川向うの麻田村と新免村が水あらいをした。新免村から応援を命ぜられて鍬や得物をかついで18以上の男衆はみな押しかけた。しかし、麻田村の方は10年前までの武士が中心で、刀や槍などを持ち、腕にもおほえのある者が先頭に立って出てきた。なにがなんだかわからない混乱に巻きこまれてしまった。気がついた時にはほとんどの者は逃げてしまい、誰がふるったのか備中鍬の先が頭に当たり、倒れた戸長等数人が残されただけだった。相方のけが人は相当なものであった。



戸長はこの傷がもとで亡くなり、犯人探しということになり、警察は被差別部落に見込みをつけておしかけた。白い制服を着た警官がおしかけるさまは、まるで「白さが田におり立ったようだ。」と語り伝えられている。こうした警察の動きを察知した人々は若い衆を伊丹の被差別部落に逃がした。誰が真犯人ともわからぬまま、前科のあった被差別部落の人が犯人に仕立てあげられ、10年の懲役に処せられたが、不幸にも獄死した。——

この事件のおこりは、新免村が千里川に設けた堰を麻田村が破ったということである。麻田村は、戸長の犠牲により、以後千里川の水利権を確保したのであるが、この事件の真の犠牲者は、もともと自分たちの生活とはあまりかわりのない水あらいに本村の都合で利用された豊中の被差別部落の人たちであったのではなからうか。「解放令」後といえども、依然として属村という地位におかれていた被差別部落の悲しい屈辱にみちた事件であった。

（出典：「人間の血は涸れず」—豊中市同促創立30周年記念誌）

【大川一夫（評議員）】

1. 2008年は、人権の年である。

1948年の世界人権宣言から60年という節目の年というだけでなく、日本が締結している国連自由権規約（B規約）の執行状況について、10年ぶりに審査する年にもあたっている。そして、実際に国連自由権規約（B規約）委員会は、本年10月15日～16日の両日、ジュネーブの国連欧州本部で、対日審査を行い、そして、それをふまえて、同委員会は、10月31日に日本政府に対して「総括所見」を発表したのである。

対日審査とは何か。規約人権委員会の委員は、学者、弁護士など法律専門家を含む、有識者18人で構成される。それらの委員から、日本政府の代表に対して、質問や意見がなされたわけであり、これが対日審査である。そして、それらの質疑をふまえ、同委員会が最終見解としての「総括所見」を発表したのである。



「総括所見」とは、国際人権基準に照らして、日本の、現在の人権状況の水準がどのようなものか、そし

て、何をなすべきかを、委員会が判断したものであり、平たくいえば、日本の、人権状況に関する、「通信簿」のようなものである。

ではその「通信簿」の採点はどうであったか。

2. 総括所見の内容は、日本にとって大変厳しいものであった。

その内容は、34項目にも及ぶものであるが、目を引くのは、刑事手続き関係の分野での指摘である。その中から、3点挙げる。

第一に、委員会は、死刑制度について、「政府は世論に拘わらず死刑廃止を前向きに検討すること」と指摘している。死刑制度について、日本の世論は、常に、死刑制度存置が多数であるが、一方、国際人権の観点からは、国家が、死刑を行うことは非人道的であることを知るべきであろう。死刑制度は、世界的には廃止の流れにあり、我が国に置いても、これを存続することはとうてい許されないであろう。

第二は、委員会は、代用監獄の廃止を指摘している。これまでの刑事事件における冤罪事件はそのほとんどが、警察代用監獄における過酷な取調により虚偽の「自白」をした事による。本来は、逮捕後の勾留は、法務省の施設（拘置所）に拘束されるのが原則であるが、日本では、その「例外」として、警察留置場での「代用」を認めているのである。これが「代用監

獄」と呼ばれるものであり、その結果、24時間警察の下に拘束され、過酷な取調を可能としているのである。

しかし、「代用監獄」なるものは、諸外国では見られず、国際人権の観点からも、直ちに、廃止されなければならないものである。

第三に、委員会は、取調の可視化の必要性を指摘した。可視化とは、捜査段階の被疑者に対する取調の全課程を録画することを言う。これまでの被疑者に対する取調は密室で行われていたため、そこでなされた被告人の「自白」なるものが、「任意」になされたものか、それとも取調官の「強要」による違法なものか、ということが裁判になってから争われることが多かった。取調の可視化とは、このような、冤罪を生んだ密室の反省から、取調を、全面的に見えるものにしようとするものである。委員会は、まさしく、密室の取調を批判し、取調の可視化を指摘したのである。

委員会が指摘したこの3点は、国際人権の視点では、直ちに是正されねばならないものであるが、この指摘は、実は、裁判員制度において大きな意義を持つのである。

3. 裁判員制度とは、2009年5月21日から始まる、市民が裁判官と一緒に刑事裁判を行う制度である。

裁判員裁判をになう市民は、衆議院議員の選挙権を有する人(20歳以上)の中から、くじで候補者が選ばれ、その後具体的な事件毎に更に候補者が絞られ、最終

的には6人の裁判員が選ばれる。この6人の裁判員と裁判官3名

の計9名で刑事裁判を行う。

この裁判員裁判の対象となる事件は殺人、強盗致死傷、傷害致死、現住建造物等放火、身代金目的誘拐など重大事件である。被告人には選択の余地はなく一定の重大事件は全て裁判員裁判対象となる。

裁判員は裁判官と一緒に、法廷で行われる裁判の審理全てに立ち会い、有罪か無罪かの判断のみならず、量刑まで判断する。この9人の合議体の結論は多数決で決める。

裁判員を裁判の為に長期間拘束するわけにはいかず、裁判員裁判が始まると平均3日~4日くらいの連日的開廷が予定されている。

以上の裁判員制度に対して、市民の方の不安や批判の声が聞かされる。

実は、先の、委員会が指摘した3点は、裁判員制度と無関係ではない。

まずは、死刑制度である。

「私は、死刑を宣告できないから、裁判員になりたくない」という方がいる。その感性は、国際的な視点からも正しい。従って、死刑制度は裁判員制度実施前に廃止されるべきであろう。しかし、仮に、裁判員制度実施前に、死刑制度の廃止が



なされなくとも、死刑制度自体が問題なのであるから、死刑宣告したくないという感性は、裁判員制度を拒否するのではなくて、むしろ、そのまま裁判員として意見表明して頂きたい、と思う。

次に、代用監獄である。冤罪を生む代用監獄は直ちに廃止しなければならない。これまで多くの冤罪を生んだ代用監獄なる装置は直ちに廃止しなければならない。そうでなければ、代用監獄下で、とられた「自白」なるものが、「任意」か「強要」かということが争点とされる。それはこれまでの裁判を見ても分かる。これまでの実際の裁判でも、取調時の状況を巡って延々と警察官などの証人尋問が続くというのが多かった。しかし、長すぎる裁判となれば、市民を、長期間、裁判所に拘束して良いのかという議論は必ず出て来るであろう。

そこで、取調の可視化である。取調時の「自白」が、「任意」か「強要」かなどは、考えてみれば、全く、不毛な議論であり、もともと、取調を「可視化」しておけば全く不要な議論なのである。ちなみに、取調の可視化を実現している諸外国では、捜査に、何らの不都合は起こっていない。かくて、取調を全面可視化することによって、違法な取調を防ぐとともに、裁判員裁



判は迅速に行われるのである。

4. 先に、委員会の指摘は、言わば、日本の人権の「通信簿」と書いた。

我々が、当たり前と思っている、今の状況は、国際的に見れば、必ずしも「当たり前」ではないのである。

裁判員制度実施前に、委員会の指摘は是非とも実現されねばならないであろう。



15日、ジュネーブの国連欧州本部で行われたB規約（市民のおよび政治的権利）人権委員会の対日審査（共同）

「地区問い合わせ事件」が映し出す部落問題の現在

【佐々木寛治（事務局長）】

◆部落差別の実相にせまる

今年も人権週間が始まりますが、「人権」といってもイメージは人それぞれです。部落問題もその一つですが、この間、さまざまなりくみが重ねられ、成果を生んできました。今日時点の課題と解決のための方策を明らかにすることが必要ですが、そのためには、部落問題が今、どうなっているのかを把握しなければなりません。昨今、あいついでいる「地区問い合わせ事件」を通じて、考えてみたいと思います。豊中市での記録を見ると、それまでは年に1～3件でしたが、2003年度は5件、2004年度は5件、2005

年度は4件と、2003年度から増えています。2006年度は1件でしたが、2007年度は下記にあるように8件となっています。



- ① 6月25日 小学校に「校区に問題があると聞いたが・・・」との電話
- ② 7月23日 市役所で「調査地区がそういう地区か知りたい」と尋ねる
- ③ 7月25日 市役所に「〇〇町は部落だったところですか」との電話
- ④ 9月27日 市役所に「〇〇住宅は同和地区ですか」との電話
- ⑤ 11月3日～5日 図書館で「どこがその地区にあたるか調べることはできませんか」と尋ね、市役所に「その地域が同和地区かどうか教えてほしい」「駅のどちら側が同和地区なのか、教えてほしい」との電話が二度
- ⑥ 11月21日 市役所で「豊中市の部落はどこにあるのか教えてほしい。できればそのようなところに住みたくない」との発言
- ⑦ 12月3日 市役所に「〇〇の方に有名な同和地区があると聞いたんですが、そうなんですか?」との電話
- ⑧ 1月31日 市役所に「〇〇町に引っ越すことになったのですが、知人が、そのあたりはガラが悪いとことちがうの?という。昔、部落があったところなのですか?」との電話
- ⑧ 1月31日 広報公聴課に「〇〇町に引っ越すことになったのですが、知人が、そのあたりはガラが悪いとことちがうの?という。昔、部落があったところなのですか?」との電話

杓子定規的に言えば、これらは部落に対する差別意識や忌避意識の現れであり、今もなお根強く生きている、ということになります。しかし、それだけでは事態の緩和や改善への契機にはつながりません。今、部落差別はどのように生き続けているのか？これを明らかにして、その根っこにせまることが、部落問題の解決を展望するためには必要で、そのためには部落差別がどのように人々の心をとらえ、入り込むのかを明らかにすることが大事です。その意味で、一つひとつの事例は生々しい差別の現実であると同時に、問題をときほぐす材料でもあります。

例えば、「部落はこわいところで、住みたくないところ」だと思って、これから住もうと思っているところが部落かどうかを確かめるために電話をかけてくる人がいますが、この人の差別観は、この社会に生きている部落差別意識を映し出しています。また、「偏見は持っていない」と言いきり、

自分の行為が部落差別だとは全く気づかず、わかろうともしない問い合わせ者も少なくはありません。

世間の伝聞やうわさを鵜呑みにして、部落に対する偏見を信じてしまうところに部落問題の根の深さがありますが、「それはちがいますよ、本当はこうですよ！」といくら言っても、なかなか通じません。この差別のかべをどう破るのか？これが部落問題の大きな課題でもありますが、そこから見える部落差別の実相にせまることが大事です。



◆2008年1月31日のケースを考える

「今度、豊中市に引っ越してくる方から、まちの様子が知りたいとのことですが」電話があり、対応。相手（女性）は名乗らず。

女性：「〇〇町に引っ越すことになったのですが、初めてのところなので、まちの様子をお聞きしたくて…。どんなまちですか？」

職員：「住宅地ですが」

女性：「知人が、そのあたりはガラが悪いとことちがうの？というのです」

職員：「まちの雰囲気はそれぞれの人の感じ方ですから」

女性：「昔、部落があったところなのですか？」

職員：「なぜそのようなことを聞かれるのですか？」

女性：「知人がそういったものですか。そうなんですか？」

職員：「市役所ではそのような質問にお答えすることはできません。豊中市では差別の

ないまちづくりをめざしていますが、そうであれば気になさるのですか?」

女性：「変なことを聞いてすみません。ガラが悪い、といわれたものですから。付近には、公園や学校や美術館?などがあって、住宅地ですよ」

職員：「住宅地域です。人権を大切にすまの拠点としての公共施設もあります。お住まいになってそのまちを好きになってくださればよいと思いますが」

女性：「お忙しいのに変なことを聞いてすみません」

この女性は、知人から「(引っ越し先は)ガラが悪い。昔、部落があったところ」と聞いて、確かめるために電話をかけてきたらしい。どうして知人の言葉を受け入れたのか?知人は何を根拠にそのような発言をしたのか?そもそも女性自身は部落のことをどう思っているのか?なぜ、市役所に問い合わせたのか?知人とはほかにどんなやりとりがあったのか?など、解明されるべきことはたくさんあります。

なぜ、そうしたことが必要なのかと言え、部落差別は目で見たり、手で触ることはできませんが、私たちがくらしている社会に生きているからです。普段は、人の意識の奥底に、無意識・無自覚のままに眠っているものが、何かのきっかけで呼び覚まされると、表に出てきます。この女性も、普段は部落問題とは無縁なくらしをしていたでしょうし、自分が部落差別をするなどとは思ってもみなかったでしょう。

しかし、知人の一言が彼女の心にすつ

と入り込み、問い合わせというアクションを起こさせました。



知人の言に躊躇なく同調してしまう、ここに部落問題の根の深さがあります。

これは問い合わせに限らず、差別事件に共通することでもありますが、一つひとつの事例を解きほぐし、その背景にあるもの、根っこをさぐり、そこへアプローチするための切り口を明らかにすることこそが大事です。そのためには、「おだやかに、ていねいに、じっくりと」相手と向き合うことが必要です。

◆ 「問い合わせ事件」が教えるもの

なぜ、問い合わせが増えているのか?答えは簡単ではありませんが、いくつかの事情が重なっているように思います。「特別措置法」以前、部落はそれとわかる実態にあり、人々にも明確に意識され、あえて問い合わせるまでもありませんでしたが、今日ではそれとわからない状況になっています。また、「部落差別は社会悪」という規範、身元調査禁止などの社会的規制が働き、差別情報の流布に一定の歯止めがかかってきています。こうしたとりくみの結果、「部落差別はしてはいけない」ということが社会的合意となっ

てきたのです。もちろん、裏の世界では部落差別は脈々と生きていますが、タテマエの世界では公然と部落差別をすることは希になっています。部落解放運動や「同和」行政、「同和」教育、啓発などが相まって、そうした状況をつくってきたのです。

しかし、部落問題を社会化するこうしたさまざまなレベル・分野でのとりくみは、それまでは重かった部落問題を軽いものへと転換し、いわば「何でもあり」状況をもたらしてもきたように思います。それに加えて、とりくみのマンネリ化や形骸化、「特別措置法」の失効＝「同和」行政終結とみなす風潮の台頭、一連の「不祥事」を契機にした昨今の「同和バッシング」など、これらも部落問題をめぐる状況を様変わりさせてきています。「問い合わせ事件」の増加には、こうした要素が重なりあっているように思います。

また、「問い合わせ事件」を含め、最近の差別事件は、被害者も特定されないことが多いのが特徴の一つになっています。落書きやインターネットでの書き込みもそういったものが多いし、電子版の「部落地名総鑑」もそうだし、行政書士による戸籍等の不正入手も本人通知がなされないのが被害者が明らかにならないケースがほとんどです。「同和地区問い合わせ」の場合も被害者が明らかになることはまずありません。だから、ある意味では軽く見過ごされがちになります。

これが結婚差別とか就職差別だと深刻

に受け止められますが、部落差別の現われであるという点では同じです。だから、軽々しく考えるのは間違いだと思



ます。電話等でのやりとりで、問題が終わるのではなくて、そこからが始まりでもあるということです。問い合わせる人はほとんどの場合、納得しておらず、新たな差別事件をひきおこす可能性をはらんだままであることを忘れてはなりません。現に、11月に連続して問い合わせをした人は、複数のルート、ツールを使って目的を達しようとしています。

問い合わせする人の多くは、その行為の問題性・差別性の自覚が希薄ですが、なぜ地区を避けたいと思ったのか？誰に・どんなふうにかき込まれたのか？そこを掘り下げていくと部落差別がどのように生きているのかが見えてきます。

「問い合わせ事件」は、忌避と不寛容という部落差別の属性がいかにかたやすく人々をとらえるかを浮かびあがらせると同時に、それをはぎとることがいかに困難であることを示しています。だから、やりすごさずに丁寧に対応すべきです。

楽遊ガイド

クラシックの殿堂・・・ザ・シンフォニーホールでジャズを聴く。それも舞台下手三階席の最前列というのがミソ・・・鍵盤に踊る指がすぐそこにありました。

クラシックの素養は、小学校の音楽鑑賞の辻久子さんの演奏会、Mさん宅のステレオで聴いたイ・ムジチによる、ビバルディの四季、程度ですが、威容を誇るパイプオルガンがあり、360度に座席があるクラシックのホールには興味がありました。前ではなく、後ろ、横で聴くのは、見るのはどうなんだろう？と。ここでジャズが聴けたらと思い続けて十一年。いずみホールの松永貴志さん（ピアノ）は彼もホールも初めてだったので前席で聴きました。

シンフォニーでジャズフェスティバル・・・寺井尚子さん（ジャズバイオリン・夏のキンチョウのCM）も出演。これは見逃せません。寺井さんは3度目なので、夢を実現と、ピアノは下手と予想し、座席表から舞台真横下手（舞台に向かって左）3階最前列をゲット。

ハン・カヤさんのピアノリサイタル以来のホール。大通りから少し入っただけで雰



囲気が変わります。公園を歩いていくうちに、気持ちもできていきます。吹き抜けのホワイエは気持ちがいい。さながら社交場の体。広い軽食コーナーは満杯。エレベーターがあるだけあって、階段で3階はシンドイ。歳ですな。

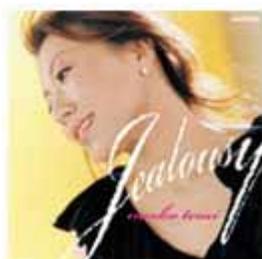
もくろみどうり。ドンピシャ。真下にピアノが。3階と思えないほど手が届きそうなところにセッティングがあります。ただそれは身を乗り出してこそで、普通に坐れば上手側半分しか見えません。それでもこころウキウキ。客席もよく見渡せます。入りは6割程度か。年齢層は高い。もちろんほとんどの方が前席。さすがに後ろはゼロ。2～3階の左右もパラパラ。それでも私のまわりには5～6人。同じ思いの方でしょうか・・・

前席のみんながザッと下手をむく。はじめのグループが真下から登場です。はじまりです。音はクリアー。ピアノ、ドラム、ウッドベースもよく聴こえる。前席と遜色はない・・・。ただ鍵盤ではなく、ピアニストの背中しか・・・というちょっとしたミスも・・・。

ピアノのペダルの左にハイヒールが・・・裸足で踏んでるんや・・・。そのイリーヌ・イリアスがボーカルに立つ。ヒールはない。ボーカルは鮮明に聴こえない。も

ちろんMCも……。これは予想どおり。ピアノパートになるとまたヒールが……。曲によって参加したギターが聴き取りにくかったのが残念……

セットチェンジ。位置を決めるテープがたくさん貼ってあります。ドラムの位置がなかなか定まりません。スタッフの動きをみているだけでも退屈しません。



寺井尚子カルテット (vln, p, b, ds) です。ピアノの位置が変わり、期待どりに指の動きが見えま

す。楽しさ倍増です。ノースリーブの彼女の右の腕の筋肉の動きまでよくわかります。弾きながらミキサーに指示をおくり、納得のリターンをみつけます。パワフルなステージは相変わらず。聴くたびに、エンディングで、力をだしきったことがわかり、アンコールの拍手をするのが気がひけるくらいです。

トリはルイス・ナッシュ&ビバップ・オール・スターズ。初見でしたが、ストレートでエキサイティングなドラム、テナーサクソ・フルート、トランペット、アルトサクソ、ピアノ、ベースのシクステットで、ひさしぶりにジャズを堪能しました。ts・ftのフランク・ウエスは1922年、水平社結成の年の生まれで86歳ですが、いい音を聴かせてくれました。



見る、聴く角度が変わるとまったく違うことがわかって楽しいです。今回、ピアノ以上に驚いたのはドラムです。前からはわからないドラマーの足の動き、手の動きは感動ものです。ソロパートの時、他のメンバーが笑いながら仕草をしたり、リズムをとったり……も楽しませてくれます。

違った角度、舞台の息遣いを感じたい方におすすめは、兵庫県立芸術劇場（西宮北口）の小ホールです。

【石原敏（評議員）】

情報BOX とよなか

「HOTARUのたいこ・2009」

とき 2009年1月10日（土）

午後2時～4時

ところ 豊中市立第十八中学校体育館

主催 蛍池人権まちづくりセンター

とよなか人権文化まちづくり協会蛍池地域協議会



オススメ

「世界人権宣言」を読もう！

～豊中連絡会議が60周年記念集会～

多くの尊い人命が奪われ、悲劇と破壊をもたらした第二次世界大戦の反省から、差別を撤廃し、人権を守ることが恒久平和を実現することに通じるという考え方を基本理念とした「世界人権宣言」が1948年12月10日、国連の第3回総会で採択されました。人間でいうと60歳。還暦を迎える大御所です。

しかし、「世界人権宣言」を知っているという人はどれぐらいいるのでしょうか。実際、私も啓発の仕事に携わるまでは全く知りませんでした。一体どこまで浸透しているのかが少し疑問です。

「世界人権宣言」は、前文と30の条文からなっており、第一条は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と書かれています。人間らしく生きていくうえで守られるべき権利、「当たり前前の権利」について述べられていますが、その当たり前前の権利が守られていないのが現実です。当たり前というのが一体何なのかという議論にも発展してしまいそうな勢いです。



戦争や貧困、人身売買、日本国内においては自殺者が10年連続で

3万人を越え、格差が広がり、ワーキングプアや非正規雇用の問題が浮き彫りとなっています。

物が溢れ、人々の暮らしは豊かになったけれども、心の貧しさが起因した殺傷事件などが増えている気がします。

実は「世界人権宣言豊中連絡会議」も今年で20年目を迎えます。毎年、様々な催しが行われていますが、11月には「世界人権宣言パネル展」を行いました。黒田征太郎さんのイラスト、谷川俊太郎さんおよびアムネスティ・インターナショナル日本による「世界人権宣言」の日本語訳の条文が一枚ずつパネルにされており、シンプルで見やすい仕上がりになっていました。

本来なら市役所第二庁舎で開催する予定が、選挙の関係でパネル展会場が「すてっぷ」に変更となり、どれぐらいの人が足を運んでくれるのか不安でしたが、112名の来場者となりました。

アンケートを見ると、「世界人権宣言」を「知っている」が8名、「内容は知らないが聞いたことはある」が7名、この日に「初めて知った」という方が3名でした。

「日々の忙しさで忘れてしまいがちな人権というものを、改めて考えさせられた」「もっと色んなところでパネル展をしてほしい」といった意見もあり、企画に携わった事務局としてはとても嬉しく思いました。

「テストの点(成績)の公開などどっちで

も良い事に血筋をあげずに、『人間としての』事を教育する方がもっと大事では！」という感想なんかは、橋下知事に聞かせてあげたいぐらいです。

予算が削られ、何かしようと思っても「でもお金が・・・」が口癖となりつつある不景気な世の中ですが、今年はせつかくの60周年なので、例年より大きいことをしようじゃないかということで、在日韓国人ミュージシャンの趙博(ちょうぱく)さんをお迎えして、一本の映画を一人で歌い語る「歌うキネマ」を演じてもらいます。演じる映画は名作中の名作『砂の器』です。

日本各地を飛び回ってるパギヤン。独

特の語りで観客を圧巻、魅了します。入場無料というのは本当に稀なことす

ので、入場料を払ったつもりで、CDを一枚ご購入いただけたらありがたく思います。お誘い合わせのうえ、お越し下さい。

公演当日には「世界人権宣言」の冊子をお配りする予定です。(先着順)

条文を読んだことない方は、この機会に是非一度、読んでみてください。

【森山輝子(事務局)】



世界人権宣言60周年記念豊中集会

日時：12月5日(金) ごご6時30分～

会場：人権まちづくりセンター4階ホール

内容：趙博さんの歌うキネマ「砂の器」

主催：世界人権宣言豊中連絡会議

(06-6841-5300)

入場無料



■趙博さん一愛称「唄う浪花の巨人」。大阪市西成区出身、在日韓国人2世。大学でロシア語を、大学院で教育学を専攻。元・関西大学、河合塾講師。ブルース・ジャズ・ロック・フォークは勿論のこと、朝鮮や韓国の古典民謡やニホンの浪曲も得意で、年間ライブ数百回に迫る。2002年から「歌うキネマ」を始め、一本の映画を独りの唄と語りで演じている。演目は「ホテル」「マルコムX」「風の丘を越えて」「砂の器」「パッチギ！」など。

■『砂の器』一松本清張の小説を、野村芳太郎監督、橋本忍・山田洋次脚本で、1974年松竹で映画化。昭和46年6月、国鉄蒲田操車場構内で起きた殺人事件の捜査は、秋田、島根、伊勢、石川、大阪へと広がっていった。刑事の執念で、天才音楽家・和賀英良が容疑者として浮かぶ。しかし、その背景にはハンセン病に対する差別ゆえに故郷を捨てなければならなかった親子の姿があった…。映画が小説を越えたと評された、戦後日本映画を代表する秀作。

2009年早々ですが、「人権サロン」を続けて行います。豊中で「この人」をおいてはないというお二人のお話です。部落問題解決の道筋を、「同和」行政・人権行政の展望を、共に考えたいと思います。

2008年度 第1回「人権サロン」

部落差別とは何か？ どうしたらなくすことができるのか？

●1月24日（土）午後3時～

●領家 穰さん（関西学院大学名誉教授）

戦後の早い時期から、部落問題の調査・研究に関わってきた領家さん。半世紀におよぶその思索と実践は確かな足跡を記し、鋭い問題意識は持続し、その視線の先には「今日の部落問題」があります。部落問題と日本の政治・経済・社会・文化のありようについて語っていただきます。

2008年度 第2回「人権サロン」

橋下改革と苦闘する 人権・文化・教育行政を考える

●2月5日（木）午後6時30分～

●中川 幾郎さん（帝塚山大学教授）

「およそ公共経営には、理念（立脚する価値観）なくして政策目標なく、政策目標なくして計画・事業は存在しない。導入された新たな理念は何か。そのもとに、どのような政策目標の変更と計画・事業の変更があるのかが問われているのである。そこではストーリーを示し、政策の優先劣後を明確にしなければならない。これはどのような改革にも不可欠なことである」と中川さんは言います。これに照らせば、「橋下改革」はどのように映るのか。存分に語っていただき、問題のありかをさぐり、人権・文化・教育行政のゆくえを考えたいと思います。

■ところ 豊中人権まちづくりセンター（共通）

■参加費 500円（共通）

蛍池地域から

「子どもスポーツ交流会」でつながる人の輪

今年も11月3日に第十八中学校のグラウンドをお借りし、第21回蛍池校区子どもスポーツ交流会を行いました。スポーツ活動(キックベースボール)を通じて、蛍池校区の子どもたちの交流を深め、各地域の自主的組織の育成を図るとともに、差別のない明るいまちづくりを進めることを目的にしています。

校区の12団体で実行委員会を構成して、毎年9月頃から準備をすすめ、参加する子どもたちや、各チームの監督のボランティアを募集します。引率はPTAの地区委員さんをお願いし、審判は小学校の先生方の協力と、中学生のボランティアの協力を得ながら行なっています。当日までには、はじめての参加のボランティアの方もおられるので、ルール実践会なども行います。

今年度は、子どもの参加が13チームの184名、全体では338名の参加がありました。子どもたちは各町会ごとに集合し



て、会場には8:30ごろ集合します。その後、受付を済ませ、ゼッケンをつけ、開会式に臨みます。開会式では、昨年度の入賞チームよりトロフィーの返還、会の説明やルールについての話があります。数年前から出来た「チームワーク賞」も子どもたちの中でも定着してきましたが、どのような項目で審査されるのかを説明して欲しいという意見があり、今回は、開会式のときに説明してもらいました。

内容は「一生懸命プレーしている友だちを非難・中傷していない。チーム内で声を掛け合う。他のチームのプレーも応援する。待機時のようす。危険な行為や禁止されている行為をしない。」などが審査の対象になります。以前は、チームの中でもトラブルがあったり、相手チームに対して、気持ちよくない声かけがありました。最近では、そんな声もほとんどなく、チームの中でも励ましあう姿など、見ていてホッとするような子どもたちの姿になってきています。そんな子どもたちの姿を見て、保護者の応援も同じように変わってきているようです。

1試合の時間も決めて、低学年と高学年に分かれて、総当たり戦で行ないます。午後2時ごろには順位も決まり、閉会式を行なうことが出来ました。障がいをもつ子どもスポーツが苦手な子ども、みんなが参加できてみんなが楽しめる交流会を、今後も引き続き行なっていきたいと思えます。

【福島智子(事務局)】

豊中地域から

中学生が轟温泉で寄席！

受けつがれる「夢バトン」、広がる「はみごのないまちづくり」

第五中学校一年生（57期生）の人権総合学習「夢バトン はみごのないまちづくり」の一環で「まちを知る、人を知る、人とつながる！」のとりにくみで一学期に、「教科書チーム」と「温泉チーム」に分かれて学習をしました。「教科書チーム」は、小・中学校の教科書がなぜ無償（タダ）になったのかを学び、高知県長浜の教科書無償のたたかいを劇にして演じました。

「温泉チーム」は、「お風呂からまちが見える」という学習で、市立共同浴場轟温泉とそのそばにある市営住宅1・2棟の出来るまでのこと、地域の願い、今のことを聞き取り学習とフィールドワークをしました。その中で、轟温泉は「ここで生まれた、ここで育った、ここに住んでいる」というだけではみごにされている人たちが、「はみごはおかしい！はみごにしないで！」との強い思いからできたものだという事、また轟温泉は人の心も身体あたたためてきた大切なお風呂なんだということを知りました。でも、今ほとんどの家にお風呂があるために轟温泉を利用する人が少なくなり、利用者は

お風呂のない市営住宅1・2棟を含むお年寄りがほとんどだということも知りまし

た。そこで「温泉チーム」で学んだことをもとに、2学期の「ふれ愛子ども

カーニバル」に向けて、「轟温泉寄席チーム」ができ、轟温泉を利用しているお年寄りに楽しんでもらおう、また利用していない人たちにも、たまには利用してもらえるようにと、轟温泉の脱衣場を使って寄席をすることになりました。

とても寒い小雨の降る11月8日（土）、朝から会場設営し、リハーサルをする中、「ほんとうにお客さん来てくれはるんやろか？ちゃんとできるやろか？」など、子どもたちの不安や緊張感がひしひしと伝わってきました。じっとしておれず子どもたちは外に出て、で大きな声で「寄席しま～す！見に来てくださ～い！」と呼び込みを始めました。すると、見る見るうちに会場は満席になり、熱気に包まれました。落語・小話・手品・南京玉すだれと、子どもたちはとてもよい緊張感をもち、わずかな練習期間にもかかわらず、とても素晴らしいものでした。見ている人はとてもやさしく、あたたかい目で見守り、会場にいる人みんながとてもあたたかい心、気持ちになることができました。



いろいろな場面で子どもたちに、「人・物・場所にはそれぞれいろいろな思いや願いがあり、それを知り自分でできることはないか考え、行動に移してほしい。しっかり夢バトンを握って、一緒にはみごのないまちをつかっていきましょう」と話をさせてもらっています。部落問題を自分ごととして考え、行動できる学習を展開し、子どもたちもしっかりそれをうけとめている姿が見れ、とてもうれしく、とても心強く感じることができました。



【酒井留美（事務局）】

毎日新聞 2008年11月9日

古典落語の「つる」を熱演する向山夢乃さん—豊中市の轟温泉で

豊中市立第五中学の1年生17人が8日、同市宝山町の銭湯「轟温泉」で寄席を開いた。小噺や南京玉すだれ、マジックなど小さな芸人たちの出し物に、会場の脱衣場は笑い声に包まれた。【野田武】

飯田桃子さん13は、ガゼや手袋などを体の次縫うときはチャックに腕の悪い外科医の小断を中に隠されてきてしましといて。向山夢乃さん13は、かけた。何度手術しても、う医者には、患者が「先生、

“小さな芸人”大ハッスル

トリで古典落語の「つる」に挑戦。教わったツルの名前の由来を得意げに話す男の噺師がツリッと、雌はルーツと飛んできたから、と説明するつもりが、「雄がツリット」と言ってしまう。「雌は黙って飛んできたんや。オチを見事に決め、この日一番の拍手を浴びた。出演後、「せりふが難しくても緊張したけれど、みんなが私の方を見てくれて楽しかった」と興奮気味に話した。

地域学園をきっかけに、銭湯に通うお年寄りたちが、洗い場で背もたれ付きの椅子があればと望んでいることを知り、バザーで集めたお金で椅子の脚を買ってフレセント。さらに、落語で楽しんでからおと、寄席を企画した。出し物は落語家の笑福亭仁勇さんの指導を受けた。

聴きに来た山根扶美子さん(13)は「みんなよく覚えて頑張っていた。着物もかわいかった」と目を細めていた。

湯快 銭湯で寄席

豊中・第五中生徒 地域学習の一環

轟温泉：豊中市宝山町2-35（TEL6853-3679）



- 定休日：月曜日
- 営業時間：午後4時～11時（入場は10時半まで）
 - ・大人 320円(中学生以上)
 - ・中人 100円
 - ・小人 50円
 - ・洗髪 10円
 - ・回数券/11回 3300円（洗髪込み・65歳以上）

資料室だより

豊中人権まちづくりセンターの2階の「資料室」では、部落問題をはじめとする様々な人権問題に関する書籍・資料等を収集し、閲覧、貸出をおこなっています。部落問題や他の人権問題の解決に向けた学習、調査研究などに活用していただければ幸いです。貸出については全て無料ですので、ぜひ、お気軽にお立ち寄り下さい。

●利用時間

月曜日～土曜日 8時45分～17時15分
(日曜・祝日・年末年始はお休みです。)

新着図書のご案内

■破戒 ワイド版

島崎藤村 岩波書店 2006年6月発行

島崎藤村 新潮社 2006年4月発行

■破戒のモデル大江磯吉考

水野永一 ほおずき書籍 2008年4月発行

■甲山事件 えん罪のつくり方

上野勝 山田悦子 現代人文社 2008年6月発行

■屠場 食肉センターで働く人々

三浦耕吉郎 晃洋書房 2008年4月発行

■母たちの戦争と平和

源淳子 三一書房 2008年6月発行

■ワーキングプア 解決への道

NHKワーキングプア取材班 ポプラ社 2008年7月発行

■差別からみる日本の歴史

ひろたまさき 解放出版社 2008年6月発行

■事例。差別表現 あらゆる情報発信者のためのケーススタディ

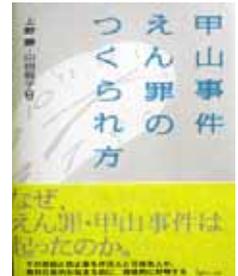
堀田貢得 SBクリエイティブ 2008年5月発行

■モラル・ハラスメント 人を傷つけずにはいられない

マリー＝フランス・イルゴイエヌ 2008年5月発行

■モラル・ハラスメントが人も会社もダメにする

マリー＝フランス・イルゴイエヌ 2008年2月発行



一人で悩まないで...

人権相談をご利用ください

時間：午後 1 時 ~ 5 時

月・水・金→蛍池人権まちづくりセンター(06-6841-2315)

Eメール bpazk307@tcct.zaq.ne.jp

火・木・土→豊中人権まちづくりセンター(06-6841-5300)

Eメール bpayf811@tcct.zaq.ne.jp

あ・と・が・き

■ 11月11日に第2回評議員会を行い、上半期の事業報告と下半期の事業計画について審議し、承認を得ました。上半期は、法人化を含めた協会の今後のあり方、市民参加による運営の改善、前身の市同促以来50周年の活動のまとめなどの懸案事項に道筋をつけつつ、「部落問題は今、研究会」や受託事業である「人権文化のまちづくり講座」、講師派遣などを精力的にこなしました。■ 下半期は、11月6日に恒例の「企業人権協」との交流会を行い、今回は、企業、豊中市、協会それぞれからの報告をし、相互交流・理解を深めました。12月5日には、協会が事務局を担っている豊中連絡会議の世界人権宣言60周年記念事業を予定しています。久しぶりの大きなイベントです。皆さん方の参加をお待ちします。■ 年明けには、「人権サロン」を続けて行います。1回目は、半世紀に亘って部落問題にとりくんでおられる領家さんに、その思索と実践の到達点をお

話してもらいます。また、2回目、中川さんには、橋下知事の一連の改革の正体と、「同和」行政や人権行政などの進むべき方向について提言をしていただきます。ご期待ください。その他、関係するとりくみについては、リニューアルしたホームページでお知らせしますので、よろしく願います。■ 前号から3ヶ月、アメリカに端を発した金融恐慌が世界を襲い、内蔵されてきた矛盾が一気に噴き出しています。輸出産業優先の政策をとり続け、内需喚起をおろそかにしてきた日本経済も、円高・株暴落に直面し、マイナス成長の局面に入っています。そして、その犠牲は、派遣の打ち切りやリストラ、中小零細企業の淘汰など、弱いところにしわ寄せされています。人権侵害を引き起こす土壌が強まりつつあると言えます。■ 次号は3月です。事態が好転し、先行きに希望が見えることを期待すると共に、人権擁護・拡充のとりくみを広げていきたいと思えます。ご意見・感想、投稿、歓迎します。

●編集・発行

とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北3-13-7 豊中人権まちづくりセンター内

TEL 06(6841)5300 FAX 06(6841)6655

Eメール jinken@tcct.zaq.ne.jp

ホームページ <http://www.tcct.zaq.ne.jp/jinken/>

郵便振替 00960-8-153806